

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 5 日

(別記) 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク等の安定供給について

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症に対する対応については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策については、令和 2 年 1 月 21 日に改訂された国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」において示されているところです。

そこでは、確定例・疑い例の診察時には、医療従事者は、サージカルマスクの着用や手洗いといった標準予防策や、接触、飛沫予防策を実施することとされています。

また、エアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着することとされています。

今後、国内での患者が増加することを想定すると、そうした症状を有する患者の方々に適切な医療を提供する体制を継続するためには、こうしたマスク等の防護具を医療現場に安定的に確保することが重要となります。

一方で、新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

については、今後、マスクや防護具等を必要とする医療機関への供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の医療機関等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例の診察を行う医療従事者の感染防御策は、

- ・ 基本はサージカルマスクの着用や手洗いなどの標準的な予防策を講じれば良いこととされており、
- ・ より密閉性の高い高機能マスクは、気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を行う際に必要とされていることについて、御理解いただきますようお願いいたします。

2. マスクについては1月28日付け当課事務連絡にて関係業界団体を通じて増産要請を行い、現在、各社とも24時間体制で増産に当たっていますが、現場の需要を満たすには未だ時間を要する見通しです。

このため、マスクを必要とする医療機関への安定的な供給の確保の観点から、各医療機関の在庫等の状況に応じて、安定確保に向けた取り組みについてご理解・ご協力をお願いします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp